

個人住宅の小規模リフォームの助成希望者募集！

平成27年度に限り
延長しました！

☎ 本庁舎建築住宅課 ☎ 0857-20-3291 ☎ 0857-20-3059

- 対象者** ・市内在住で、住民登録をしている人
・市税などを滞納していない人
※以前にこの助成を受けられた人は応募できません
- 対象住宅** 市内に自ら所有し、現に居住している住宅
(店舗兼用住宅は住居部分)
- 対象条件** ・住宅の機能向上や居住環境向上のための
修繕、模様替え、増改築などの工事
・市内に本社を有する施工業者(個人事業者可)を利用すること
・助成金の交付決定後に着手し、平成28年3月31日までに工事が完了するもの
・工事費が20万円以上(消費税含む)のもの
・住宅改修に関する市の他制度による助成を受けないもの
- 交付金額** 工事費の10%で上限20万円(ただし、満18歳未満の子ども、障がい者、または満65歳以上の高齢者が同居する世帯は上限30万円)
- 交付総額** 6,000万円
- 交付件数** 交付総額以内で概ね300件程度(応募件数多数の場合は抽選)
- 募集期間** 3月16日(月)～4月15日(水)
当日消印有効
- 応募方法** 「往復はがき」に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。
- その他** ・当選者に助成申請などの各種様式一式を送付します。
・詳しくは、建築住宅課まで直接お問い合わせいただくか、本市公式ホームページをご覧ください。

記載要領

【表面】(左半分のみ。右半分は無記入)
〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地
鳥取市都市整備部建築住宅課 行

【裏面】

- ▷左半分：応募者の郵便番号、住所、氏名
▷右半分：鳥取市住宅小規模リフォーム助成希望届
- 住所 ②氏名(フリガナ)
 - 電話番号(携帯可)
 - 住宅所有者名
※応募者と所有者は同じであること
 - リフォーム工事の概要 ※簡潔に記入のこと
 - 施工業者名 ※市内に本社がある業者に限定
 - 概算見積額 ※対象は消費税込20万円以上
 - 18歳未満の子ども、障がい者、65歳以上の高齢者の有無
※記入例：「子ども 有、高齢者 有」
 - 助成金見込み金額
※概算見積額×10%、上限は20万円、⑧が「有」の場合は上限30万円、1,000円未満切捨て
 - 予定工事日程
※記入例：「平成27年7月着工～9月完成」
着工済みは対象外

往復はがき(表面)

| | |
|-------------|------|
| 52円 (往信) | 記入なし |
| 上記【表面】を記載 | |

往復はがき(裏面)

| | |
|-------------|----------------|
| 52円 (返信) | 上記【裏面】(左半分)を記載 |
| | 上記【裏面】(右半分)を記載 |



鳥取市商店街振興組合連合会
鳥取市プレミアム付き地域振興券
「ふくちゃん券」予約受付中！

約500店舗
参加予定！

☎ 鳥取市商店街振興組合連合会 ☎ 0857-22-8222 ☎ 0857-29-3185 ☎ http://www.fukuchanken.com/

■商品券の内容

- 額面
販売価格：1冊10,000円
(内訳：1,000円券9枚、500円券6枚の計12,000円分)
- 有効(使用可能)期間
3月20日(金)～9月19日(土)
※期限を過ぎると使用できなくなります

■商品券が使えるお店

商品券が使えるお店にはポスターを掲示します。また、新聞折込チラシ、専用ホームページなどでお知らせします。

■購入条件

- 鳥取市に住所を有する18歳以上の人
- 1人あたり5冊(50,000円)、1世帯(同一住所)あたり3人まで。

■購入方法

- 予約申込
次のいずれかの方法でお申し込みください。
- 市内の各商店街店舗(10店舗)、または各商工会事務所に備え付けの専用はがきに必要事項を記入し、専用応募箱、または郵便ポストに投函する。
 - ファクシミリに必要事項を記載し、鳥取市商店街振興組合連合会事務局まで送信する。
 - 専用ホームページの申込フォームで必要事項を入力する。
- 引換
鳥取市商店街振興組合連合会事務局から送付する引換券(はがき)を持参のうえ、指定の引換所で代金を添えて購入してください。なお、引換時に本人を証明するもの(運転免許証、健康保険証など)が必要です。
- 引換期間：3月20日(金)～5月20日(水)

高齢者向けバス定期券の割引販売について

☎ 駅南庁舎高齢社会課

☎ 0857-20-3453 ☎ 0857-20-3404

内容 乗り放題の高齢者向け定期券(因幡・架け橋・シルバー悠遊・グラント70)を市内在住の人が購入するときに3割引きで販売
※対象年齢は定期券の種類により異なります。詳しくは問い合わせ先まで。

販売場所 鳥取駅バスターミナル

割引率 定価の3割引き

必要なもの 申請書(バスターミナル窓口を設置)、住所・氏名・年齢の確認できる公的機関発行の証明(住基カード、運転免許証など)、顔写真(縦3センチ×横2センチ)

祝日のごみ収集(鳥取地域)

☎ 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217 ☎ 0857-20-3045

祝日のごみ収集日にあたる地域は、日程が変更になります。

| 月日 | 可燃ごみ | 古紙類 | ペットボトル | プラスチック | 食品トレイ 資源ごみ 小型破碎ごみ |
|--------------------|----------------|-----|--------|--------|-------------------------|
| 3月21日(土) (春分の日) | 該当地区は 収集します | | | | 該当地区はありません |

※朝8時までに必ずごみを出してください。

※新市域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課(☎14ページ)までお問い合わせください。

乾電池・蛍光灯の収集

4月

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、4月1日(水)～7日(火)の小型破碎ごみの収集日(鳥取地域)にごみステーションに出してください。蛍光灯は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。

引っ越しごみなど、一時多量ごみの処分について

引っ越しに伴う多量ごみを一度にごみステーションに出されすと、ごみステーションの管理やごみ収集などに支障をきたします。引っ越しごみなどの多量ごみを一度に出される場合には、本市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼(有料)していただくか、もしくは直接、処理施設に搬入してください。(処理施設につきましては、市報および総合支所だより付録の「平成27年度ごみの収集計画表」に記載していますので、ご確認ください。)

また、やむを得ず、ごみステーションに引っ越しごみなどの多量ごみを出される場合には、2～3袋ずつ、何度かの収集日に分けて出してください。

なお、本市ごみステーションの収集は、家庭ごみを対象としています。事業活動に伴う事業ごみは、ごみステーションに出さないでください。事業ごみは本市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼(有料)していただきますようお願いいたします。



レジ袋の削減にご協力を。お買い物は「マイバッグ」で！

後期高齢者医療保険料 仮徴収のお知らせ

☎ 駅南庁舎保険年金課

☎ 0857-20-3487 ☎ 0857-20-3407

後期高齢者医療保険料を年金天引き(特別徴収)する人の仮徴収が、4月から始まります。

特別徴収は、年金支払月である偶数月ごとに年6回で納付していただきますが、保険料は前年所得をもとに計算するため、前年所得が確定する7月にならないと年間保険料を決定できません。そのため、今年2月の年金天引き額と同額を、4月・6月および8月の支給年金から徴収させていただきます。これを仮徴収といいます。

また、新たに被保険者となった人(75歳到達や転入など)の仮徴収の開始時期は、資格取得時期によって次のとおりとなり、それまでの間は送付する納付書で支払っていただくことになります。なお、仮徴収額は平成25年分所得をもとに計算します。

| 75歳到達日・転入日など | 仮徴収(特別徴収)開始時期 |
|----------------------|---------------|
| 平成26年6月1日～10月2日 | 平成27年4月 |
| 平成26年10月3日～12月2日 | 平成27年6月 |
| 平成26年12月3日～平成27年2月2日 | 平成27年8月 |
| 平成27年2月3日～5月31日 | 平成27年10月 |

(注1) 保険料が年金天引きとなる人は、老齢・障害・遺族年金などが年額18万円(月額15,000円)以上で、介護保険料が年金天引きされており、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下の人です。

(注2) 納付方法を口座振替へ変更することも可能です。なお、国民健康保険料を口座振替にしていた人であっても、後期高齢者医療保険料の口座振替手続きが新たに必要になります。

(注3) 新たに仮徴収される被保険者のみなさんの仮徴収額通知は、開始時期に応じて次のとおりになります。

- ・平成27年4月開始の人 3月下旬
- ・平成27年6月開始の人 5月中旬
- ・平成27年8月開始の人 7月中旬

金婚・ダイヤモンド婚記念祝賀式典

☎ 駅南庁舎高齢社会課

☎ 0857-20-3451 ☎ 0857-20-3404

各総合支所市民福祉課(☎14ページ)

本市にお住まいで次に該当するご夫婦が対象です。

- 金婚 結婚50周年を迎える(昭和40年中に結婚)
- ダイヤモンド婚 結婚60周年を迎える(昭和30年中に結婚)

申込方法 各地区社会福祉協議会を通じてお申し込みください。

| 居住地域 | とき | ところ |
|------------|--------------------|------------------------|
| 鳥取・国府・福部地域 | 5月28日(木) 10:00～ | 鳥取市民会館 |
| 河原・用瀬・佐治地域 | 5月29日(金) 10:00～ | 河原町中央公民館 |
| 気高・鹿野・青谷地域 | 5月29日(金) 14:00～ | 青谷町農林漁業者 トレーニングセンター |